労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年６月25日

九州運輸局長　日向　弘基

１．九州漁業（底びき網）最低賃金第５項中、「200,200円」を「208,200円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年７月25日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告